

大和市告示第187号

大和市地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年9月20日

大和市長 大 木 哲

大和市地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、大和市内に公的介護施設等（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第3項に規定する公的介護施設等をいう。以下同じ。）を整備する事業者に対し、当該整備に係る費用について予算の範囲内において補助金を交付することにより、公的介護施設等の整備を促進し、もって介護基盤及び高齢者福祉の充実を図るため、神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付要綱（平成27年7月28日施行。以下「県基金要綱」という。）及び大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第2条 補助の対象となる事業は、別表第1に掲げる事業であって、大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づいて選定された事業者による事業及び特に整備が求められるもの（以下「補助事業」という。）とする。

（補助対象費用）

第3条 補助の対象とする費用（以下「補助対象費用」という。）は、別表第1に掲げる事業区分に応じ、同表費用の欄に定める費用とする。ただし、神奈川県が定める地域密着型サービス等整備助成事業費補助金実施要領（平成27年7月28日施行。以下「整備補助金要領」という。）及び施設開設準備経費等支援事業費補助金実施要領（平成27年7月28日施行。以下「開設準備補助金要領」という。）に基づく補助事業の対象となるものに限る。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、別表第1に掲げる事業区分に応じ、同表基準額の欄に定める額又は補助対象費用のうち現に要した額のいずれか少ない方の額とする。ただし、県基金要綱に基づき本市が交付を受けた額を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 別表第1、1の項に掲げる地域密着型サービス等整備助成事業の補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条に規定する書類のほか次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 地域密着型サービス等整備助成事業費補助金申請額算出内訳
- (2) 整備事業に係る基本情報
- (3) 建設用地の都市計画法（昭和43年法律第100号）又は建築基準法（昭和25年法律第201号）以外の法令に基づく制限
- (4) 建設用地の地番、面積等
- (5) 総事業費見積額及び財源計画
- (6) 資金収支計画表
- (7) 建物の配置図、平面図、立面図、工事工程表、各部屋面積表及び工事仕様書
- (8) 工事費目別内訳書
- (9) 事業費に関する見積書の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 別表第1、2の項に掲げる施設開設準備経費等支援事業の申請者は、規則第4条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 施設開設準備経費等支援事業費補助金申請額算出内訳
- (2) 事業計画書
- (3) 事業費に関する見積書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 申請者は、前2項の規定により申請をするに当たり、消費税及び地方消費税を補助対象費用とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象費用に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第6条 市長は、規則第5条の規定による審査の上、交付しないときは補助金不交付決定通知書に

より申請者に通知するものとする。

(指示事項)

第7条 市長は、規則第6条第2項の必要な条件又は指示事項として、次に掲げる事項を付するものとする。

- (1) 事業を行うために締結する契約の方法は、原則として一般競争入札によるものとする。
- (2) 補助金交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止する場合（軽微な変更を除く。）においては、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助金の交付を受けた補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加価格が単価300,000円以上の機械及び器具については、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過した場合は、この限りでない。
- (4) 市長は、補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を納付させることができる。
- (5) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (6) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結する契約において、その契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。
- (7) 補助対象費用について、重複して他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(実績報告)

第8条 補助事業者は、別表第1、1の項に掲げる地域密着型サービス等整備助成事業に係る補助事業が完了したときは、規則第10条に規定する書類のほか次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に実績報告をしなければならない。

- (1) 地域密着型サービス等整備助成事業費補助金精算額算出内訳
- (2) 補助対象事業に係る契約書等の写し
- (3) 補助対象事業に係る領収書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、別表第1、2の項に掲げる施設開設準備経費等支援事業に係る補助事業が完了したときは、規則第10条に規定する書類のほか次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に実績報告をしなければならない。

(1) 施設開設準備経費等支援事業費補助金精算額算出内訳

(2) 事業実績書

(3) 補助対象事業に係る契約書等の写し

(4) 補助対象事業に係る領収書の写し又は人件費の支出が確認できる書類

(5) 購入した機器及び器具等の写真

(6) その他市長が必要と認める書類

3 補助事業者は、消費税及び地方消費税を補助対象費用とする場合にあっては、規則第10条に規定する書類を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を補助金額から減額して報告しなければならない。ただし、当該書類の提出時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときはその内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付額を確定して、補助金交付額確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(請求及び交付の時期)

第10条 前条の規定により補助金の額が確定したときは、補助事業者は速やかに市長に請求書を提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、消費税及び地方消費税を補助対象費用とする場合にあっては、第8条第1項又は第2項の書類を提出した後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入控除税額報告書により、速やかに市長に対して報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行う場合は、その課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による報告後に、速やかに当該補助金に係る消費税及び地方消費税

に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に返還しなければならない。

(書類の整備等)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿その他の証拠書類を備え、当該証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。この場合において、証拠書類等の保管期間が満了する前に補助事業者が解散するときは、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は市長）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(様式)

第13条 この要綱で使用する様式は、整備補助金要領、開設準備補助金要領及び規則に定めるほか、別表第2に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(大和市地域密着型サービス施設等整備費補助金交付要綱の廃止)

2 大和市地域密着型サービス施設等整備費補助金交付要綱(平成21年大和市告示第23号)は、廃止する。

別表第 1（第 2 条関係）

事業区分		基準額	費用
	施設種別		
1	県基金要綱別表 1 に掲げる地域密着型サービス等整備助成事業のうち次の各号に掲げる施設に係るもの	県基金要綱第 3 条に基づき算出される額	県基金要綱別表 3 (1)の表に定める補助対象経費
	(1)地域密着型特別養護老人ホーム		
	(2)認知症高齢者グループホーム		
	(3)小規模多機能型居宅介護事業所		
	(4)定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		
	(5)看護小規模多機能型居宅介護事業所		
2	基金要綱別表 1 に掲げる施設開設準備経費等支援事業のうち次の各号に掲げる施設に係るもの		県基金要綱別表 3 (2)の表に定める補助対象経費
	(1)地域密着型特別養護老人ホーム		
	(2)認知症高齢者グループホーム		
	(3)小規模多機能型居宅介護事業所		
	(4)定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		
	(5)看護小規模多機能型居宅介護事業所		

別表第 2（第 1 3 条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	補助金不交付決定通知書	第 6 条
第 2 号様式	補助金交付額確定通知書	第 9 条
第 3 号様式	消費税仕入控除税額報告書	第 1 1 条